

斑鳩町車椅子貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、下肢等が不自由な者に対し、車椅子を提供することで、日常生活の利便に資するため、車椅子の貸与について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 斑鳩町内に住所を有し、下肢等が不自由な者
- (2) その他会長が貸与することが適当と認めた者

(申込み)

第3条 貸与を希望する者は、車椅子貸与申請書（第1号様式）を会長に提出するものとする。

- 2 前項の申請を受理した会長は、貸与することが必要と認めた場合、車椅子貸与許可書（第2号様式）を申請者に交付し、貸与するものとする。

(貸与期間)

第4条 貸与期間は、貸与の許可を受けた日から3ヶ月を限度とする。

(利用料)

第5条 車椅子の利用料は、無料とする。

(管理)

第6条 利用者は、当該車椅子を利用目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、または担保に供してはならない。

- 2 当該車椅子を破損または損失した場合は、直ちに会長に状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(返還)

第7条 利用者は、当該車椅子を必要としなくなったとき、または利用目的に反したときは、速やかに当該車椅子を返還しなければならない。

(貸与台帳の整備)

第8条 本会は、貸与状況を明確にするため、車椅子貸与台帳を整備する。

(事故の責任)

第9条 車椅子の使用中に生じた事故については、本会は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、車椅子の貸与に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 斑鳩町車椅子等貸与事業実施要綱（平成3年7月1日）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

車椅子貸与申請書

年 月 日

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり貸与を申請いたします。

車 椅 子	No.
利 用 者	住 所..... 氏 名.....
利 用 目 的	
利 用 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日

車椅子貸与許可書

年 月 日

申請者 様

社会福祉法人
斑鳩町社会福祉協議会
会 長 ⑩

下記の条件を付けて許可します。

記

1. 車椅子 (No.)
2. 貸与期間 自 年 月 日
至 年 月 日
3. 事故等については、この法人は一切責任を負いません
4. 車椅子の返還時には許可書も返還してください
5. 車椅子は利用目的以外に使用しないでください
6. 万が一、破損等した場合は直ちに報告してください
(利用者の負担により修繕等のうえ返還いただきます)